

企業内での情報の取り扱いについて

～個人情報法保護法の改正、マイナンバーの取り扱いを踏まえて～

はばたき綜合法律事務所

弁護士 木村真也

弁護士 酒井卓也

第1 プロローグ : 木村弁護士

5年間に個人情報と暴対法についてお話ししましたそのときには個人情報法の規制を受けるのは5000件でした。この度の改正で、この規制がなくなりました。企業ともなると顧客情報もありますので取り扱いが大変になります。また世間の方風潮も厳しくなっております。最近では、年金情報、やベネッセ、堺市でもありました。

また、マイナンバー制度も始まりますこれは、国民一人一人に番号を振るものです。この番号も経営者ともなれば、従業員のものを管理しなければならなくなります。

個人情報保護法がどうなるのか、マイナンバー法でどう変わるのかということですが、では現実はどうしたらよいかについて議論させていただきます。

近年、個人情報の漏えい事件が取りざたされる場面が多い。それだけ情報に対する権利意識等が高まっているということがあります。

個人情報保護法の改正、マイナンバーの取扱いの開始を控えた状況下で、改めて企業での情報管理について見直していただく契機としていただきたい。

第2 個人情報保護法 : 酒井弁護士

現行法について

- (1) 正式名称は「個人情報の保護に関する法律」といいます。
- (2) 用語の定義（改正法については後述）

ア「個人情報」とは

生存する個人の情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）（2条）
ちなみに次のような場合は個人情報に該当するでしょうか？

・法人に関する情報は？

該当しません：ただし代表取締役などの個人の住所や氏名などの情報は個人情報に該当します。

・防犯カメラで撮影した映像は？

個人が特定できる形で残っておれば個人情報に該当しますが、そうでない映像は該当しません。

・従業員に関する情報は？

該当します。

すなわち、みなさんが普段接しておられる情報が個人情報に該当するということになります。

イ「個人情報取扱事業者」とは

現行法では5000人分を超える個人情報を、紙媒体・電子媒体を問わず、データベース化した個人情報データベース等をその事業活動に利用している者のこと、を言いますが、これが今回の改正で5000人という縛りがなくなりました。

つまり、データベース化されていることとそれを事業活動に用いていることが要件です。

なお、個人が個人的に年賀状を出すことは、これに該当しませんが、会社が営業活動の一環として顧客の個人あてに出すものについては該当する可能性があります。

(3) 個人情報取扱事業者が守るべきルールとしては次のようなことがあります。

ア 利用目的をできるだけ特定する (15 条)

イ 目的外の利用は禁止される (16 条)

ウ 不正な手段を用いて個人情報を取得してはいけない (17 条)

例えば、うそをついて、脅して等

エ 取得時に利用目的を本人に通知又は公表しなければならない (18 条)

例えば、防犯カメラを設置し撮影する場合の通知公表は必要かということになりますが、これは防犯カメラが設置されていることが分かれば、防犯目的であることは明らかですので、別途利用目的を通知する必要はないと考えられています。

オ 個人データの内容を正確かつ最新の内容に保つように努める (19 条)

カ 安全管理措置を構築しなければならない (20 条)

※安全管理措置とは次のこととなります。これについては後にもう少し詳しくお話しします。

キ 従業者、委託先に対して必要かつ適切な監督をしなければならない (21 条)

ク 予め本人の同意を得ないで第三者に個人データを提供してはいけない (23 条)

※例外 「オプトアウト」の措置とは？

事前に本人に個人情報を第三者に提供する旨、知らせておくことですが、現行では、HP 上で
の公表でもよいとされています。これが今回の法改正により要件が厳しくなります。

ケ 保有する個人データの利用目的、開示等に必要な手続、苦情の申出先等について本人の知り得る状態に置き、本人からの求めがあれば保有個人データの開示、必要な範囲の訂正、法律違反の取扱いの停止に応じなければならない (24~27 条)

コ 本人から苦情等の申出があったときは適切かつ迅速な処理に努めなければならない (31 条)

(4) 個人情報保護法に違反する取扱いがなされた場合には次のような処分が科せられます。

主務大臣から報告を求められる、改善のための助言 (32 条、33 条)

→助言に従わなかった場合には勧告 (34 条 1 項)

→勧告に従わないか緊急の必要性がある場合は是正命令 (34 条 2 項、3 項)

→報告違反 (報告拒否、虚偽報告) の場合は 30 万円以下の罰金 (57 条)、是正命令違反の場合は 6 か月以下の懲役 (56 条)

というように懲役刑まで規定されています。

2 改正法について

(1) 9 月 9 日に公布されました。公布から 2 年以内に施行されます (改正法附則 1 項柱書)。

(2) 改正内容

ア 個人情報取扱事業者の拡大（現行法2条3項5号の削除）

これまでは、個人情報の取扱数が5000人分以下の場合には個人情報取扱事業者から除外されていましたが、その規定が削除されました。

つまり、顧客情報を単独で持っている場合を除き、データベース化されていればすべて該当することになります。

ということで、ほとんどの事業者が個人情報取扱事業者にあてはまる可能性があります。

もともと、個人情報取扱事業者の定義にある「個人情報データベース等」から「利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く」（改正法2条4項）とされており、調整が図られています。この部分は具体的に政令が出た段階ではっきりします。

イ 法律の目的の変更（改正法1条）

「個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

このように匿名加工情報により新しい産業、具体的にはビッグデータの活用、解析などによる新たな需要の喚起、新しいサービス事業の開始等を想定していると考えられます。また、従来の事業活動を活性化させることも目指しています。

ウ 個人情報の定義の明確化（改正法2条）

「個人情報」（改正法2条1項）の定義に、「個人識別符号」が含まれることになりました。

「個人識別符号」（改正法2条2項）とは、いわゆる生体認証や運転免許証、ポイントカード等番号で個人を特定できるものが想定されています。

エ 「匿名加工情報」の規定の新設（改正法2条9項）

個人を特定できない形に加工した情報、特にビッグデータの取扱いが整備されます。

ただし、加工した情報を第三者に提供する際には公表や明示を義務付けるなど様々な規制が定められ、活用が難しくなるとの声もあります。

オ 個人情報の保護の強化

① 「要配慮個人情報」の整備

「人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実」等の情報については原則、予め本人の同意を得ないで取得することが禁止されました（改正法17条2項）。

② オプトアウト制度の厳格化

現行法のオプトアウト制度では容易に第三者提供が可能であり、名簿業者の抜け道となって

いた実態があるため、オプトアウト措置を採る場合は、個人情報保護委員会に届出が必要となり、この届出は公表されるなど取扱いが厳格化されました（改正法 23 条 2 項～4 項）。

③本人からの開示請求権の明確化

本人が事業者に対して個人情報の開示を求めることができる開示請求権が明示されました（改正法 28 条 1 項）。

④トレーサビリティの確保

名簿屋の横行を防止する対策の一環として、個人情報の流通経路をたどることができるように、情報の受領者は提供者の氏名やデータ取得経緯等を確認し、一定期間その内容を保存することとし（改正法 26 条）、提供者も受領者の氏名等を一定期間保存することとされました（改正法 25 条）。

現実には業務を委託するなど顧客情報をやり取りすることもあると思われます。案外気を付けなければならないと思います。

⑤罰則追加（改正法 83 条）

データベース等を持ち出し、処分に対して、1 年以下の懲役、又は 50 万円以下の罰金（改正法 83 条）が追加されました。これは、ベネッセの個人情報データ流出事件が一つの契機となっています。現在は、持ち出した情報が営業秘密といえない場合には処罰が難しいので、新たな規定を設けることとなりました。

また、個人情報保護委員会に対する報告違反に関して、質問への回答拒否、虚偽答弁、検査の拒否、妨害、軽視も追加されました（30 万円以下の罰金。改正法 85 条）。

カ 個人情報保護委員会の新設及び権限

現行法では事業別でそれぞれの主務大臣に与えられていた監督権限を、個人情報保護委員会を設置し一元化することになりました。

立入検査が権限として追加されるなど、強い権限が付与され、個人情報専門の組織として、迅速かつ適切な法執行が期待されています。

今回の改正で個人情報保護法の規制を受ける個人情報取扱事業者の範囲が広がりました。事業をしておれば、それにとまなう顧客情報等は、必ずデータベース化して管理されているでしょうから、事業者の皆様は誰でも個人情報取扱事業者にあたり、規制の対象となると考えたほうがよいでしょう。

第 3 マイナンバー法について : 酒井弁護士

1 正式名称

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」

2 スケジュール

平成 27 年 4 月 1 日に施行されました。平成 27 年 10 月から個人宛に通知カードと個人番号交付申請書を発送する方法で個人に通知がされます。

平成 28 年 1 月 1 日から個人番号カードの交付が開始されます。また、会社から従業員の個人番号カードを一括申請することも可能となる予定です。ただし具体的な申請方法は検討中とのことで、詳細は不明ですので、今後の総務省等からの発表に注視してください。

各種手続については、基本的には平成 28 年 1 月からマイナンバー（個人番号）を用いた処理が必要になってきます。

※なお、年金との紐付けは最大 1 年 5 か月延期される模様です（平成 27 年 8 月 21 日付日本経済新聞朝刊）。

※預金口座との紐付けは 2 年後からとなります。

※マイナンバーカードと消費税減税の具体的な手続方法は現在検討がなされております。

以上のとおり、流動的な部分も多々ありますが、取り扱いが開始することは決定されておりますので、今回の内容を参考にさせていただきたいと思っております。

なお、(株)東京商工リサーチのアンケート調査によれば、アンケートに答えた企業のうち 57.5% (2,841 社) が「検討中」、32% (1,579 社) が「未検討」とのことでした。

(「マイナンバー法のスタートに関するアンケート」調査 公開日付 H27.8.11)

3 番号法の内容

(1) 番号法と個人情報保護法の適用について

ア 全ての事業者が適用を受けます。

※個人番号だけでなくそれと一体的に管理している情報、例えば住所や氏名、年齢も含むことに注意が必要です。

イ 番号法は、個人情報保護法の保護措置に相当する規定の適用があります。たとえば、目的外利用の制限（番号法 32 条）、安全管理措置を講じる義務（番号法 33 条）、従業者に対する監督義務（番号法 34 条）等の規定が定められております。

(2) 特定個人情報保護委員会

プライバシーを守る番人という位置づけがされています。

取扱者に対する指導・助言（番号法 50 条）、違反者への勧告（番号法 51 条 1 項）、勧告に従わない者や緊急の場合に違反行為の中止、是正措置を求める命令（番号法 51 条 2 項、3 項）、必要な報告や資料の提出を求める、立入検査を行う（番号法 52 条）などの権限が与えられております。

4 事業者が個人番号を取扱う場面

(1) 社員の人事や給与関係

所得税の源泉徴収、住民税の特別徴収、社会保険料の支払い・事務手続等の手続に個人番号を要します。

所得税や社会保険料の支払、従業員の異動に関する事務手続などは平成 28 年 1 月から個人番号

の利用が開始されます。(※住民税は平成 29 年 1 月の給与支払報告書提出から(翌年課税のため))
平成 28 年 12 月の年末調整に向けて、社員本人だけでなく配偶者や扶養親族についても個人番号を告知してもらう必要があります。

(2) 法定調書の関連

国税の法定調書の提出において、個人番号及び法人番号を記載する必要があります。社員の個人番号だけでなく、一時的な報酬、配当金、保険等の一時金、投資信託の分配金、株式譲渡の対価などを支払った相手についても平成 28 年 1 月から個人番号の告知を求め、管理しておくことが必要となります。

(3) それ以外の例外的な利用の場面

ア 激甚災害が発生したとき等に金融機関が金銭の支払をするために個人番号を利用する必要がある場合が考えられます。

イ 人の生命、身体又は財産保護のために個人番号を利用する必要がある場合も考えられます。

5 個人番号の取扱いについて注意点

(1) 個人情報保護法よりも厳格な保護措置

ア 事務の範囲を限定(番号法 9 条)

イ 本人の同意があっても目的外の取扱い原則禁止(番号法 29 条 3 項、32 条)

ウ 事務の範囲を超えたファイル作成も禁止(番号法 28 条)

(2) 委託先の監督(番号法 11 条)

委託者は、委託先に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。

※ 委託先が違法行為をした場合、監督が不十分であれば勧告、是正命令等の対象となり、その命令に違反した場合は刑事罰(番号法 73 条)の対象となる。

(3) 個人番号の収集

ア 厳格な本人確認が求められます。

確認方法は 3 パターンがあります。

①個人番号カードによる確認

②通知カード(番号カードを持っていない場合)と運転免許証等の身元確認書類による確認

③個人番号が記載された住民票の写しと運転免許証等の身元確認書類による確認

※ただし、雇用関係がある等の事情により特定の個人と同一の者であることが明らかである場合は身元確認書類の提示は要しません(番号法規則 3 条 5 項))

イ 代理人からの提供の場合

代理人からの提供の場合は、代理権の確認(委任状等)、代理人自身の身元確認(代理人の運転

免許証等)、本人の番号確認(本人の個人番号カード)が必要となります。

ウ 従業員の扶養家族の個人番号の入手方法

制度によって手続が異なりますが、例えば

①年末調整の場合

従業員が扶養家族の本人確認を行い、事業主へ扶養家族の個人番号を記載した書面を提出することとなるため、事業主が扶養家族の本人確認を行う必要はありません。

②国民年金の第3号被保険者の届出

従業員の配偶者が届出を行い、事業主が配偶者の本人確認を行う必要がありますが、実務的には、従業員が配偶者の代理人として個人番号を提供する方法で収集すればよいと思われます。

(4) 個人番号の保管

保管期間経過後はすみやかに廃棄又は削除しなければなりません。

法令で定められている保存期間を経過した場合には原則速やかに廃棄、削除しなければならないので、システムを作るときには、保存期間経過後における廃棄又は削除を前提としたシステムの構築が望ましいといえます。

(例) 扶養控除等申告書は、保管期間が申告書の提出期限の属する年の翌年1月10日の翌日から7年間(所得税法施行規則76条の3)。その時点で個人番号の記載された用紙も廃棄しなければならない。なお、雇用契約等の継続的な契約関係にある場合は、当該従業員との雇用契約が継続している場合、個人番号を継続的に保管することは可能とされる。

6 罰則規定

ア 特定個人情報ファイルの提供

4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はこの併科(番号法67条)

イ 特定個人情報を不正な利益を図る目的で提供、盗用

3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又はこの併科(番号法68条)

ウ 秘密保持義務(番号法25条)の規定に違反して秘密を漏えい、盗用

3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金、又はこの併科(番号法69条)

エ 人を欺く行為、暴行、脅迫、財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス等により個人番号を取得

3年以下の懲役又は150万円以下の罰金(番号法70条1項)(+その他の刑法罰も(番号法70条2項))

オ 特定個人情報保護委員会による命令(番号法51条2項、3項)に違反

2年以下の懲役又は50万円以下の罰金(番号法73条)

カ 特定個人情報保護委員会による報告、資料の提出の要請に対して、報告・提出をしない、虚偽の報告、資料の提出、当該職員の質問に対して答弁しない、虚偽の答弁をする、検査の拒否、妨害、忌避

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（番号法74条）

キ 偽りその他不正の手段により通知カード又は個人番号カードの交付を受けたとき

6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金（番号法75条）

ク 法人等の代表者、管理人、代理人、使用人などの従業者が、その法人又は人の業務に関して、違反行為をしたとき（番号法67、68、70、73~75条）

行為者プラスその法人又は人も各本条の罰金刑を科される場合もあります（番号法77条1項）
ので、従業員に対して指導を徹底するなどのしっかりした管理が必要になります。

7 安全管理措置

「個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない」（番号法12条）とされていて、次のようなことが必要になります。

①個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化

具体的に自社で個人番号を取り扱う事務に何があるかを明確にする。

②特定個人情報等の範囲の明確化

使用する個人番号及び個人番号と関連付けて管理される個人情報（氏名、生年月日等）の範囲を明確にする。

③事務取扱担当者の明確化

①で確認した事務について誰が担当するかを明確にする。

④特定個人情報等の安全管理措置に関する基本方針の策定

基本方針を定める。

※関係法令・ガイドライン等の遵守、安全管理措置に関する事項についての記載、質問及び苦情処理の窓口等

⑤取扱規程等の策定

①~③の流れについて、取扱規程を作成する。

取得方法、利用方法、保存方法、提供方法、削除・廃棄の方法を記載。

例 源泉徴収票等を作成する事務では次のことをきっちりしておかなければいけません。

ア 従業員等から提出された書類等を取りまとめる方法

イ 取りまとめた書類等の源泉徴収票等の作成部署への移動方法

ウ 情報システムへの個人番号を含むデータ入力方法

エ 源泉徴収票等の作成方法

オ 源泉徴収票等の行政機関等への提出方法

カ 源泉徴収票等の本人への交付方法

キ 源泉徴収票等の控え、従業員等から提出された書類及び情報システムで取り扱うファ

イル等の保存方法

ク 法定保存期間を経過した源泉徴収票等の控え等の廃棄・削除方法 等

⑥組織的安全管理措置

- ア 組織体制の整備 責任者の設置及び責任の明確化
- イ 利用実績を記録する
- ウ 取扱状況を確認する手段の整備
- エ 情報漏えい等事案に対応する体制の整備
- オ 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

⑦人的安全管理措置

- 事務取扱担当者の監督・教育
- 定期的な研修を行う、秘密保持に関する事項を就業規則等に盛り込む

⑧物理的安全管理措置

- 情報を管理する区域を明確にする。保管場所に鍵を取り付けることも含まれます。
- 盗難防止策の作成、区域外への移動等の制限、管理。

⑨技術的安全管理措置

- 個人番号と紐付けてアクセスできる情報を制限する等のアクセス制限。
- アクセス者の識別と認証（ユーザーID、パスワードの管理等）。
- 不正アクセスから保護するためのセキュリティソフトの導入。
- 通信経路の暗号化。

※ 中小規模事業者の場合

なお、従業員が100人以下の事業者の場合は、ガイドライン上簡易な規定が定められています。これについては、インターネット上で次のような資料があります。

特定個人情報保護委員会ホームページ

<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>

同委員会の中小規模事業者向けパンフレット

<http://www.ppc.go.jp/files/pdf/270414chusho.pdf>

消費者庁のホームページから

<http://www.caa.go.jp/planning/kojin/gimon-kaitou.html>

個人情報については、皆様が今までに集めてきた顧客情報などの個人の情報をこれまで以上により注意して扱っていかうということですが、マイナンバーについては、皆様に新たに与えられる情報を新たに収集、管理していかなければならないということになります。しかも個人番号は本人以外の家族の分までも取り扱わねばならず、漏洩しないように十分に気を付けていただく必要があります。

第4 個人情報の取扱い : 木村弁護士

1 情報漏えいに伴うリスク

- (1) これまで説明したように罰則が設けられております。実際にはすぐに罰則が適用される場面は多くはないと思われませんが、罰則規定があるということは十分に認識しておく必要があります。
- (2) 信用の毀損
取引先からの信用を失い、それが売上減少につながる危険もあります。
- (3) 調査、対応にかかる時間、費用
情報漏えいの原因調査や対応に、人手や費用がかかり、相当なコスト増になります。
- (4) 情報が漏えいした者からの損害賠償請求
漏えいの該当者から損害賠償を請求される危険があります。ベネッセの場合では一人当たり 500 円程度の迷惑料を支払ったようでしたが、それでも総額では巨額になりました。

2 漏えい防止策

(1) 情報漏えいの原因

平成 25 年の情報漏えい案件 1388 件中 (漏えい人数 925 万 2305 人)、「誤操作」を原因とするものが 485 件と最多です。次いで、「管理ミス」(449 件)、「紛失・置き忘れ」(199 件)と続きます。情報漏えい人数が 10 万人を超える大規模な漏えい案件については、9 件中 6 件が「不正アクセス」を原因とするものでした。(引用) JNSA2013 年 情報セキュリティインシデントに関する調査報告書
単純なミスを防ぐ手立てを採るだけで多くの情報漏えいを防ぐことができるということになります。

- (2) 前に述べた管理体制を構築することも漏えいのリスクを回避することになります。

- (3) さらに、漏えい防止策として、個人レベルの取組みがあります。

昨今、個人が管理するパソコン、スマートフォン、インターネットサービス上の個人情報からの漏えいが目立ちます。企業レベルでの取組みにも増して、従業員の個々の管理が重要になっていきます。情報漏えい案件の原因として大半を占める「誤操作」「管理ミス」を防ぐために、個人レベルで以下のような取組みが考えられます。

- ア 電子メールや FAX を送る前に必ず宛先、内容 (添付ファイル) を確認する
- イ 個人情報が含まれている書類をシュレッダーにかける
- ウ 職場から個人情報を持ち出さない
- エ WEB サイト上での個人情報の入力に極力しない
- オ 定期的にパスワードの変更を行う

- カ ファイル共有ソフトを利用しない
- キ セキュリティソフトの導入、更新を必ずする
- ク 公共の場で個人情報を含む会話をしない

(4) 情報セキュリティ市場規模の拡大

専門家に管理や従業員教育を委託する企業が増加しています。

3 漏えい事件が起きた際の対処方法

(1) 個人情報保護法に関するガイドラインの対処方法

- ① 事実調査、原因の究明
- ② 影響範囲の特定
- ③ 再発防止策の検討・実施
- ④ 影響を受ける可能性のある本人への連絡等
- ⑤ 事実関係、再発防止策の公表
- ⑥ 主務大臣・認定個人情報保護団体への報告

(2) 事実確認

ア 漏えいした情報の特定

イ 漏えい継続の阻止

ネットワーク遮断、サービス停止、情報の隔離などを行い、被害拡大を防止

ウ 漏えいの原因の特定

事実の公表、再発防止策の策定のため

エ 漏えいによる影響（損害等）の確認

損害賠償請求のリスクの把握、任意の損失補償の検討のため

(3) 事実の公表と謝罪

関係各所への事実の公表と謝罪をする。

適切な公表・謝罪により、二次被害を防ぎ、訴訟リスクを回避する。

隠ぺいすることでより大ごとになったりしますので、今の時代この措置が無難だといえます。

(4) 問合せ窓口の設置

一貫した対応をすることで、情報の一元化が可能となります。

(5) 再発防止策の策定及び公表

漏えいが起きた後の対処の適否により、自社の損害（信用失墜、訴訟を受けるリスク）を最小限

にとどめることにつながります。

第5 質疑 : 木村弁護士

顧問側 : 下線部

1 こちらの業界では、取扱っている情報は紙ベースでしょうか、電子ベースでしょうか

- ・顧客情報を紙に打ち出し、持って出ることが多い。
- ・電子端末を持って出ることがあります。
- ・自治体から紙ベースでも持つことを求められています。

・情報流出が問題となった場合には、事業者としての情報管理の体制が問われることとなるので、例えば電子ベースで管理している場合、パソコンやタブレットにパスワードを必ず設定しておくなどの措置を講じておく必要があります。

2 代金回収を委託した場合の回収、未回収といった情報は個人情報に該当するのでしょうか

・未収金という情報は個人情報に該当しません。ただし、営業活動の中で得た情報になり、プライバシーに該当する情報にはあたりますので、相応な管理は必要です。

- ・集金できなかったとき、それを社内で共有することはどうですか

・社内で共有することは業務上必要ですから大丈夫です。

3 集金できなかったときなど、近所に問合せして得た情報の取り扱いの注意点を教えてください。

・個人を特定するような情報をこちらから聴き取ることは避けるべきです。しかし、不在であった場合などに集金をする上で必要な情報を確認する中で、意図せずして先方の個人情報を聞いてしまったときは特に本人の同意は不要です。なお、個人情報とプライバシー情報は異なります。例えば、不倫をしていることなど、本人にとって人に知られたくないことであっても個人を特定するための情報ではありませんので、個人情報保護法にはかかわりません。しかし、プライバシー情報も安易に口外してしまうと、プライバシー権を侵害することになりますので、不用意に第三者に開示しないようにしましょう。

4 浄化槽の清掃が行われていないことを役所に通知するのはどうか。

・清掃していないことは個人情報ではとはいえません。ただし、取引上の秘密には該当するといえますので、役所の担当部署だけに開示するのであれば良いでしょう。

5 個人情報を漏らしてしまったという場合に現実に訴訟などの紛争に巻き込まれることがどれだけあるのか。

・現実問題としてベネッセの例から見ても訴訟になることは少ないと思います。ただ、行政からの指導や処分を受けることはあるかもしれません。

6 防犯カメラを設置していることの表示はどの程度のものが必要ですか。

・外見上防犯カメラとして設置されていることが分かればよいと思います。

7 マイナンバーと金融関係の預金口座との紐付けを拒否できますか。

・当面は任意なので拒否できることになっていますが、将来的には義務化される流れといえます。現在のところ銀行ではほとんど名寄せが済んでいるようですが、過去に開設された預金口座全てをマイナンバーと紐づけるのは相当な時間がかかると思います。

8 諸外国、特にアメリカでは何より年金番号が必要で、これがないと銀行口座も開けない。

・マイナンバーにより給与・税務などの事務が煩雑になると思いますが、法律上定められた必要な事務ですので、今回のお話を機に、準備を進めていただきたいと思います。

9 当社でも、給与を補足されたくないためか、アルバイトを正規採用にしようとして断られた例もありました。

・従業員の方々に理解を深めていただく必要もあると思われます。

当日配布のレジユメ

企業内での情報の取扱いについて

～個人情報保護法の改正、マイナンバーの取扱いを踏まえて～

はばたき綜合法律事務所

弁護士木村真也

弁護士酒井卓也

第1 プロローグ

近年、個人情報の漏えい事件が取りざたされる場面が多い。
それだけ情報に対する権利意識等が高まっているということ。

例 ベネッセ個人情報漏洩事件、年金情報流出事件

個人情報保護法の改正、マイナンバーの取扱いの開始を控えた状況下で、改めて企業での情報管理について見直していただく契機としていただきたい。

第2 個人情報保護法

1 現行法

(1) 正式名称

「個人情報の保護に関する法律」

(2) 用語の定義（改正法については後述）

ア「個人情報」

生存する個人の情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）（2条）

※法人に関する情報は？

※防犯カメラで撮影した映像は？

※従業員に関する情報は？

イ「個人情報取扱事業者」

5000人分を超える個人情報を、紙媒体・電子媒体を問わず、データベース化した個人情報データベース等をその事業活動に利用している者のこと。

※ 現行法では、5000人分以下の個人情報を事業活動に利用している民間事業者は対象とならないが…

(3) 個人情報取扱事業者が守るべきルール

ア 利用目的をできるだけ特定する (15 条)

イ 目的外の利用は禁止される (16 条)

ウ 不正な手段を用いて個人情報を取得してはいけない (17 条)

エ 取得時に利用目的を本人に通知又は公表しなければならない (18 条)

※防犯カメラを設置し撮影する場合の通知公表は必要？

オ 個人データの内容を正確かつ最新の内容に保つように努める (19 条)

カ 安全管理措置を構築しなければならない (20 条)

※安全管理措置とは？

キ 従業者、委託先に対して必要かつ適切な監督をしなければならない (21 条)

ク 予め本人の同意を得ないで第三者に個人データを提供してはいけない (23 条)

※例外 「オプトアウト」の措置とは？

ケ 保有する個人データの利用目的、開示等に必要な手続、苦情の申出先等について本人の知り得る状態に置き、本人からの求めがあれば保有個人データの開示、必要な範囲の訂正、法律違反の取扱いの停止に応じなければならない (24 ~27 条)

コ 本人から苦情等の申出があったときは適切かつ迅速な処理に努めなければならない (31 条)

(4) 個人情報保護法に違反する取扱いがなされた場合

主務大臣から報告を求められる、改善のための助言 (32 条、33 条)

→助言に従わなかった場合には勧告 (34 条 1 項)

→勧告に従わないか緊急の必要性がある場合は是正命令 (34 条 2 項、3 項)

→報告違反 (報告拒否、虚偽報告) の場合は 30 万円以下の罰金 (57 条)、是正命令違反の場合は 6 か月以下の懲役 (56 条) !

2 改正法

(1) 改正スケジュール

平成 27 年 3 月 10 日に個人情報保護法の改正案が国会に提出される。

同年 5 月 21 日に衆議院にて可決し現在参議院に付託されている。国会で成立（公布）後 2 年以内に施行される（改正法附則 1 項柱書）。

6 月には法律が成立する予定であったが、年金情報流出事件のため、参議院での審議が見送られていた。審議が再開され、9 月 3 日に改正法案が成立し、9 月 9 日に公布された。

(2) 改正内容

ア 個人情報取扱事業者の拡大（現行法 2 条 3 項 5 号の削除）

これまでは、個人情報の取扱数が 5000 人分以下の場合は個人情報取扱事業者から除外されていたが、その規定が削除された！

※ほとんどの事業者が個人情報取扱事業者にあてはまる可能性がある。

もともと、個人情報取扱事業者の定義にある「個人情報データベース等」から「利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く」（改正法 2 条 4 項）とされており、調整が図られている。

イ 法律の目的の変更（改正法 1 条）

「個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、**個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資する**ものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

※匿名加工情報により新しい産業、具体的にはビッグデータの活用、解析などによる新たな需要の喚起、新しいサービス事業の開始等を想定している。また、従来の事業活動を活性化させることも意図している。

ウ 個人情報の定義の明確化（改正法 2 条）

「個人情報」（改正法 2 条 1 項）の定義に、「**個人識別符号**」が含まれることになった。

「**個人識別符号**」（改正法 2 条 2 項）とは、いわゆる**生体認証や運転免許証、**

ポイントカード等番号で個人を特定できるものが想定されている。

エ 「匿名加工情報」の規定の新設（改正法 2 条 9 項）

ビッグデータの取扱いの整備。

ただし、加工した情報を第三者に提供する際には公表や明示を義務付けるなど様々な規制が定められ、活用が難しくなるとの声も。

オ 個人情報の保護の強化

①「要配慮個人情報」の整備

「人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実」等の情報については原則、予め本人の同意を得ないで取得することを禁止した（改正法 17 条 2 項）。

②オプトアウト制度の厳格化

現行法のオプトアウト制度では容易に第三者提供が可能であり、名簿業者の抜け道となっていた実態があるため、オプトアウト措置を採る場合は、個人情報保護委員会に届出が必要となり、この届出は公表されるなど取扱いの厳格化された（改正法 23 条 2 項～4 項）。

③本人からの開示請求権の明確化

本人が事業者に対して個人情報の開示を求めることができる開示請求権が明示された（改正法 28 条 1 項）。

④トレーサビリティの確保

名簿屋の横行を防止する対策の一環として、個人情報の流通経路をたどることができるように、情報の受領者は提供者の氏名やデータ取得経緯等を確認し、一定期間その内容を保存することとし（改正法 26 条）、提供者も受領者の氏名等を一定期間保存することとされる（改正法 25 条）。

⑤罰則追加（改正法 83 条）

データベース等を持ち出し、処分に対して、1 年以下の懲役、又は 50 万円以下の罰金（改正法 83 条）が追加¹された。

また、個人情報保護委員会に対する報告違反に関して、質問への回答拒否、虚偽答弁、検査の拒否、妨害、軽視も追加された（30 万円以下の罰金。改正法 85 条）。

カ 個人情報保護委員会の新設及び権限

現行法では事業別でそれぞれの主務大臣に与えられていた監督権限を、個人情報保護委員会を設置し一元化することとなった。

立入検査が権限として追加されるなど、強い権限が付与され、個人情報専門

¹ ベネッセの個人情報データ流出事件が一つの契機となっている。現在は、持ち出した情報が営業秘密と認められない場合には処罰が難しい。

の組織として、迅速かつ適切な法執行が期待される。

第3 マイナンバー法について

1 正式名称

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」

2 スケジュール

平成 27 年 4 月 1 日に施行。

平成 27 年 10 月（もうすぐ！！）から個人宛に通知カードと個人番号交付申請書を発送する方法で個人に通知がなされる。

平成 28 年 1 月 1 日から個人番号カードの交付が開始される（会社から従業員の個人番号カードを一括申請することも可能となる予定。ただし具体的な申請方法は検討中）。

各種手続については、基本的には平成 28 年 1 月からマイナンバー（個人番号）を用いた処理が必要になってくる。

※なお、年金との紐付けは最大 1 年 5 か月延期される模様（平成 27 年 8 月 21 日付日本経済新聞朝刊）。

※預金口座との紐付けは 2 年後から。

※マイナンバーカードと消費税減税の具体的な手続方法は現在検討中。

（株）東京商工リサーチのアンケート調査によれば、アンケートに答えた企業のうち 57.5%（2,841 社）が「検討中」、32%（1,579 社）が「未検討」との回答であった！（「マイナンバー法のスタートに関するアンケート」調査 公開日付 H27.8.11）

3 番号法の内容

(1) 番号法と個人情報保護法の適用について

ア 全ての事業者が適用を受ける！

※個人番号だけでなくそれと一体的に管理している情報も含むことに注意！

イ 番号法は、個人情報保護法の保護措置に相当する規定の適用あり！

目的外利用の制限（番号法 32 条）、安全管理措置を講じる義務（番号法 33 条）、従業者に対する監督義務（番号法 34 条）等

(2) 特定個人情報保護委員会

プライバシーを守る番人！

取扱者に対する指導・助言（番号法 50 条）。

違反者への勧告（番号法 51 条 1 項）、勧告に従わない者や緊急の場合に違反行為の中止、是正措置を求める命令（番号法 51 条 2 項、3 項）、必要な報告や資料

の提出を求める、立入検査（番号法 52 条）。

4 事業者が個人番号を取扱う場面

(1) 社員の人事や給与関係

所得税の源泉徴収、住民税の特別徴収、社会保険料の支払い・事務手続等
所得税や社会保険料の支払、従業員の異動に関する事務手続などは平成 28 年
1 月から個人番号の利用が開始される！（※住民税は平成 29 年 1 月の給与支払
報告書提出から（翌年課税のため））

平成 28 年 12 月の年末調整に向けて、社員本人だけでなく配偶者や扶養親族
についても個人番号を告知してもらう必要あり。

(2) 法定調書の関連

国税の法定調書の提出において、個人番号及び法人番号を記載する必要がある。
社員の個人番号だけでなく、一時的な報酬、配当金、保険等の一時金、投資信託
の分配金、株式譲渡の対価などを支払った相手についても平成 28 年 1 月から個人
番号の告知を求め、管理しておくことが必要となる。

(3) それ以外の例外的な利用の場面

ア 激甚災害（！？）が発生したとき等に金融機関が金銭の支払をするために個人
番号を利用する必要がある場合

イ 人の生命、身体又は財産保護のために個人番号を利用する必要がある場合

5 個人番号の取扱いについて注意点

(1) 個人情報保護法よりも厳格な保護措置

ア 事務の範囲を限定（番号法 9 条）

イ 本人の同意があっても目的外の取扱い原則禁止（番号法 29 条 3 項、32 条）

ウ 事務の範囲を超えたファイル作成も禁止（番号法 28 条）

(2) 委託先の監督（番号法 11 条）

委託者は、委託先に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。

※ 委託先が違法行為をした場合、監督が不十分であれば勧告、是正命令等の対象
となり、その命令に違反した場合は刑事罰（番号法 73 条）の対象となる。

(3) 個人番号の収集

ア 厳格な本人確認が求められる。

確認方法は 3 パターン！

①個人番号カードによる確認

②通知カードと運転免許証等の身元確認書類による確認

③個人番号が記載された住民票の写しと運転免許証等の身元確認書類による確認（※ただし、雇用関係がある等の事情により特定の個人と同一の者であることが明らかである場合は身元確認書類の提示は要しない（番号法規則3条5項））

イ 代理人からの提供の場合

代理人からの提供の場合は、代理権の確認（委任状等）、代理人自身の身元確認（代理人の運転免許証等）、本人の番号確認（本人の個人番号カード）が必要。

ウ 従業員の扶養家族の個人番号の入手方法

制度によって手続が異なる。

①年末調整の場合

従業員が扶養家族の本人確認を行い、事業主へ扶養家族の個人番号を記載した書面を提出することとなるため、事業主が扶養家族の本人確認を行う必要はない。

②国民年金の第3号被保険者の届出

従業員の配偶者が届出を行い、事業主が配偶者の本人確認を行う必要がある。実務的には、従業員が配偶者の代理人として個人番号を提供すればよい。

(4) 個人番号の保管

保管期間経過後はすみやかに廃棄又は削除！

法令で定められている保存期間を経過した場合には原則速やかに廃棄、削除しなければならない。システムを作るときには、保存期間経過後における廃棄又は削除を前提としたシステムの構築が望ましい。

例 扶養控除等申告書は、保管期間が申告書の提出期限の属する年の翌年1月10日の翌日から7年間（所得税法施行規則76条の3）。その時点で個人番号の記載された用紙も廃棄しなければならない。

なお、雇用契約等の継続的な契約関係にある場合は、当該従業員との雇用契約が継続している場合、個人番号を継続的に保管するは可能とされる。

6 罰則規定

ア 特定個人情報ファイルの提供

4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はこの併科（番号法67条）

イ 特定個人情報を不正な利益を図る目的で提供、盗用

3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又はこの併科（番号法68条）

ウ 秘密保持義務（番号法25条）の規定に違反して秘密を漏えい、盗用

3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金、又はこの併科（番号法69条）

エ 人を欺く行為、暴行、脅迫、財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス等により個人番号を取得

3年以下の懲役又は150万円以下の罰金（番号法70条1項）（+その他の刑法罰も（番号法70条2項））

オ 特定個人情報保護委員会による命令（番号法51条2項、3項）に違反

2年以下の懲役又は50万円以下の罰金（番号法73条）

カ 特定個人情報保護委員会による報告、資料の提出の要請に対して、報告・提出をしない、虚偽の報告、資料の提出、当該職員の質問に対して答弁しない、虚偽の答弁をする、検査の拒否、妨害、忌避

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（番号法74条）

キ 偽りその他不正の手段により通知カード又は個人番号カードの交付を受けたとき

6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金（番号法75条）

ク 法人等の代表者、管理人、代理人、使用人などの従業者が、その法人又は人の業務に関して、違反行為をしたとき（番号法67、68、70、73~75条）

行為者プラスその法人又は人も各本条の罰金刑を科される場合あり！！（番号法77条1項）

7 安全管理措置

「個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない」（番号法 12 条）

①個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化

具体的に自社で個人番号を取り扱う事務に何があるかを明確にする。

②特定個人情報等の範囲の明確化

使用する個人番号及び個人番号と関連付けて管理される個人情報（氏名、生年月日等）の範囲を明確にする。

③事務取扱担当者の明確化

①で確認した事務について誰が担当するかを明確にする。

④特定個人情報等の安全管理措置に関する基本方針の策定

基本方針を定める。

※関係法令・ガイドライン等の遵守、安全管理措置に関する事項についての記載、質問及び苦情処理の窓口等

⑤取扱規程等の策定

①～③の流れについて、取扱規程を作成する。

取得方法、利用方法、保存方法、提供方法、削除・廃棄の方法を記載。

例 源泉徴収票等を作成する事務

ア 従業員等から提出された書類等を取りまとめる方法

イ 取りまとめた書類等の源泉徴収票等の作成部署への移動方法

ウ 情報システムへの個人番号を含むデータ入力方法

エ 源泉徴収票等の作成方法

オ 源泉徴収票等の行政機関等への提出方法

カ 源泉徴収票等の本人への交付方法

キ 源泉徴収票等の控え、従業員等から提出された書類及び情報システムで取り扱うファイル等の保存方法

ク 法定保存期間を経過した源泉徴収票等の控え等の廃棄・削除方法 等

⑥組織的安全管理措置

ア 組織体制の整備 責任者の設置及び責任の明確化

イ 利用実績を記録する

ウ 取扱状況を確認する手段の整備

エ 情報漏えい等事案に対応する体制の整備

オ 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

⑦人的安全管理措置

事務取扱担当者の監督・教育

定期的な研修を行う、秘密保持に関する事項を就業規則等に盛り込む

⑧物理的安全管理措置

情報を管理する区域を明確にする。

盗難防止策の作成、区域外への移動等の制限、管理。

⑨技術的安全管理措置

個人番号と紐付けてアクセスできる情報を制限する等のアクセス制限。

アクセス者の識別と認証（ユーザーID、パスワードの管理等）。

不正アクセスから保護するためのセキュリティソフトの導入。

通信経路の暗号化。

※ 中小規模事業者の場合

なお、従業員が100人以下の事業者の場合は、ガイドライン上簡易な規定が定められている。

第4 個人情報取扱

1 情報漏えいに伴うリスク

- (1) 罰則
- (2) 信用の毀損
取引先からの信用を失う。売上減少などの危険。
- (3) 調査、対応にかかる時間、費用
情報漏えいの原因調査や対応に、人手や費用がかかり、相当なコスト増。
- (4) 情報が漏えいした者からの損害賠償請求
漏えいの該当者から損害賠償を請求される危険。

2 漏えい防止策

(1) 情報漏えいの原因

平成25年の情報漏えい案件1388件中（漏えい人数925万2305人）、「誤操作」を原因とするものが485件と最多。次いで、「管理ミス」（449件）、「紛失・置き忘れ」（199件）と続く。情報漏えい人数が10万人を超える大規模な漏えい案件については、9件中6件が「不正アクセス」を原因とするものであった。

（引用）JNSA2013年 情報セキュリティインシデントに関する調査報告書

(2) 前述した管理体制の構築

(3) それだけじゃない、漏えい防止策（個人レベルの取組み）

昨今、個人が管理するパソコン、スマートフォン、インターネットサービス上の個人情報からの漏えいが目立つ。企業レベルでの取組みにも増して、従業員の個々の管理が重要になっている。情報漏えい案件の原因として大半を占める「誤操作」「管理ミス」を防ぐために、個人レベルで以下のような取組みが考えられる。

- ア 電子メールやFAXを送る前に必ず宛先、内容（添付ファイル）を確認する
- イ 個人情報が含まれている書類をシュレッダーにかける
- ウ 職場から個人情報を持ち出さない
- エ WEBサイト上での個人情報の入力に極力しない
- オ 定期的にパスワードの変更を行う

- カ ファイル共有ソフトを利用しない
- キ セキュリティソフトの導入、更新を必ずする
- ク 公共の場で個人情報を含む会話をしない

- (4) 情報セキュリティ市場規模の拡大
専門家に管理や従業員教育を委託する企業が増加している。

3 漏えい事件が起きた際の対処方法

(1) 個人情報保護法に関するガイドラインの対処方法

- ① 事実調査、原因の究明
- ② 影響範囲の特定
- ③ 再発防止策の検討・実施
- ④ 影響を受ける可能性のある本人への連絡等
- ⑤ 事実関係、再発防止策の公表
- ⑥ 主務大臣・認定個人情報保護団体への報告

(2) 事実確認

- ア 漏えいした情報の特定
- イ 漏えい継続の阻止
ネットワーク遮断、サービス停止、情報の隔離などを行い、被害拡大を防止
- ウ 漏えいの原因の特定
事実の公表、再発防止策の策定のため
- エ 漏えいによる影響（損害等）の確認
損害賠償請求のリスクの把握、任意の損失補償の検討のため

(3) 事実の公表と謝罪

- 関係各所への事実の公表と謝罪。
- 適切な公表・謝罪により、二次被害を防ぎ、訴訟リスクを回避

(4) 問合せ窓口の設置

- 一貫した対応をすることで、情報の一元化が可能となる。

(5) 再発防止策の策定及び公表

漏えいが起きた後の対処の適否により、自社の損害（信用失墜、訴訟を受けるリスク）を最小限にとどめることにつながる！

第5 エピローグ

人的ミス、外部からの悪意ある攻撃などにより、情報が漏えいする場合もあり、完全に情報漏えいのおそれを完全に0にすることは困難だが、企業として意識的に継続的に情報管理に取り組むことで、限りなく0に近づけることは可能である。

今後、個人情報保護法の改正、マイナンバーの運用開始により、情報に対する権利意識は高まっていくことになるため、情報管理を適切に行うことが、企業の社会的評価の向上につながると考えられる。

以上

ご参照（インターネット上で取得可能なもの）

- ・「環境省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」環境省
- ・「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」特定個人情報保護委員会
- ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律【逐条解説】」内閣府大臣官房番号制度担当室